

## 第1回西脇市まちづくり推進審議会次第

○平成26年6月16日(月) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター  
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 委員委嘱

4 市長あいさつ

5 委員紹介

6 概要説明

西脇市まちづくり推進審議会の役割等について【資料1】

7 協議等

(1) 正副会長の選任について

会 長

副会長

(2) 諮問

(3) 部会の設置について

① 部会での決定を審議会の決定とすることについて

② 部会員の指名

(4) 西脇市参画と協働のまちづくりガイドラインの概要について【資料2】

- (5) 西脇市地区まちづくり実践補助事業及び市民提案型まちづくり事業について  
【資料3・資料4】

## 8 意見交換

- (1) 参画と協働の必要性とその意義について

- (2) 意見交換

## 9 その他

今後の予定について

- (1) 第2回 西脇市まちづくり推進審議会

と き 平成26年9月頃

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター

- (2) まちづくり活動審査部会

- ① 地区まちづくり実践補助事業の審査

と き 平成26年6月下旬～7月上旬頃

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター3階ホールほか

- ② 西脇市市民提案型まちづくり事業の審査

と き 平成26年7月中旬～下旬

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター3階ホールほか

## 10 閉 会



### 西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

西脇市まちづくり推進審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

選出区分	氏名	所 属 等
学識委員	直田 春夫	NPO政策研究所理事長
各種団体 選出委員	岸本 信子	まちづくり協議会等（生き生きTUMA協議会副会長）
	村上 均	西脇市連合区長会副会長（黒田庄地区区長会長）
	篠田 重一	西脇市連合区長会副会長（芳田地区区長会長）
	真鍋 宣征	人権（西脇市人権教育協議会会長）
	大前 道廣	男女共同参画（もっとすてきにパートナー委員会委員）
	黒崎 晃史	青年会議所（社団法人 西脇青年会議所理事長）
	徳丸 徹	民間企業（トクマル電工(株)代表取締役）
	米田 育子	ボランティア団体（しばざくらフルール代表）
市 民	笹倉 八郎	公募
	清水 賢一	公募
	松田 虔	公募
市長が 必要と 認める者	小林 茂夫	元西脇市自治基本条例検討委員会委員
	吉川 勝子	元西脇市自治基本条例検討委員会委員
	藤井 久美	元西脇市自治基本条例検討委員会委員



## 西脇市まちづくり推進審議会条例

(設置)

第1条 参画と協働による市政の推進に必要なまちづくり施策について調査審議するため、西脇市まちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること。
- (2) 市内でまちづくり活動を行う団体等への支援の審査及び支援制度に関すること。
- (3) その他参画と協働の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がと

もに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、まちづくり担当部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開・個人情報保護 審査会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
----------------------	----	-------	---------------

を

」

「

情報公開・個人情報保護 審査会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
まちづくり推進審議会委 員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。

## 西脇市まちづくり推進審議会傍聴要綱

### 1 趣旨

この要綱は、西脇市まちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

### 2 傍聴人の定員

傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則5人とする。ただし、会長は、会議の会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

### 3 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付名簿に必要事項を記入しなければならない。
- (2) 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

### 4 傍聴証

- (1) 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証を交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時において第2項の定員を超えるときは、抽選により定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。
- (2) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

### 5 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### 6 傍聴人の守るべき事項

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。



ア 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ 私語、談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。

ウ 飲食及び喫煙をしないこと。

エ みだりに席を離れないこと。

オ 携帯電話等の電源は切ること。

カ その他係員の指示に従うこと。

(2) 前項に規定する遵守事項を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。

## 7 傍聴の違反に対する措置

傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

## 8 会議資料の提供

(1) 会長は、傍聴人に会議資料を無償で配付するものとする。

(2) 前号の会議資料が不開示情報を含むものであると認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配付することができる。

(3) 会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

## 9 規律

(1) 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(2) 会場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。

## 部会での議決を審議会の議決とすることについて

### 1 審議事項

- (1) まちづくり活動の支援策として実施している『西脇市地区まちづくり実践補助事業』及び『西脇市市民提案型まちづくり事業』の2つの補助金の審査関すること。
- (2) 上記2事業の見直しに関する事。

### 2 開催回数

地区まちづくり実践補助事業、市民提案型まちづくり事業の審査をそれぞれ年2回開催（ただし、申請状況により異なる。）

### 3 審査の時期

前期申請については、6月中旬～7月中旬の間、後期申請については、10月中旬～下旬で開催

### 4 部会での議決について

部会での審査終了後、審議会において再度審議し最終決定とする場合、補助金の申請から最終決定まで非常に長時間を要することとなり、補助金申請者にとって不都合を生じるため部会での決定を審議会での決定とする。（法令上の問題はないが、審議会での決定が必要）

ただし、審査終了後、直近の審議会において、審査結果等を報告することとする。

## 参画と協働のまちづくりガイドラインの概要

## 1 どのように策定したのか。

## (1) 市民会議と庁内委員会での検討

35名の市民による「参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議」と23名の職員による「参画と協働のまちづくり庁内会議」を設置し、平成15年8月から平成17年2月までの間に25回の検討を実施（平成16年4月以降は合同開催）

## (2) 市長への報告

平成17年3月31日、市民会議、庁内委員会の両正副委員長から市長へ報告書を提出

## 2 参画と協働のまちづくりとは

- ・旧西脇市の市制施行50周年の平成14年度を「参画と協働のまちづくり元年」と位置づける。
- ・市民と行政が一緒になって、地域の課題を掘り起こし、ともに担っていくための仕組づくりを進める。
- ・つまり、「住んでよかった」「住み続けたい」を言える西脇市にするにはどうすればいいかを市民と行政が一緒になって取り組むこと。
- ・自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでよくしていくという真の住民自治をめざす。

## 3 ガイドラインの概要

参画と協働のまちづくりを進めるため、どのように取り組んでいくかという具体的な方策を示したもの。いわゆる『手引書』

## (1) 基本的な方向

どのように取り組んでいくか、次の5つの柱を示す。

## ① みんなで取り組むまちづくり（意識改革と参加の促進）

「自分たちのまちを住み良く、暮らしやすくするため、知恵や力を出しあい、みんなのことはみんな決めて、みんなのまちづくりに取り組んでいく」ために、市民とともに行政職員も一緒にまちづくりへ参加します。

## ② みんなが知ってるまちづくり（情報の共有化）

「参画・協働」の取組を広げていくために「参画・協働」に積極的に取り組む市民だけでなく、すべての市民にまちづくりの情報を分かりやすく、手に入りやすい方法で提供します。

## ③ みんなを活かしあうまちづくり（市民活動の支援）

みんなのまちづくりを進めていくため、活動場所の提供や人

材育成、資金の確保等、活動支援の仕組みを整備します。

④ みんながかかわるまちづくり（市政への市民参画・協働）

「みんなで考えよう、みんなで取り組もう、みんなで採点しよう、みんなで見直そう」ということで、まちづくりのすべてのプロセスに市民がかかわります。

⑤ みんなで助けあうまちづくり（まちづくりへの体制づくり）

市内にまちづくりや市民活動を支援する担当窓口を設置するなど、市民や市民団体が活動するための相談体制を強化します。

(2) 具体的な取組

・ 基本的な方向に沿って、具体的な取組内容を示す。

・ 主要プロジェクトとして、

① まちづくりネットワークの形成による参画と協働の推進

② 活動拠点づくり

③ 新しい情報通信機能導入の検討

・ 具体的な取組（90項目）

## 西脇市地区まちづくり実践補助金交付規程

平成19年3月30日告示第41号

改正

平成22年4月16日告示第77号

平成25年3月29日告示第49号

(趣旨)

第1条 この規程は、地区の特色、資源等を生かした事業や地区の活性化に向けた取組など、地区住民が主体となって、生き生きと暮らすことができる地区からのまちづくりを実践する事業に対し、市が交付する西脇市地区まちづくり実践補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「地区」とは、西脇、津万、日野、重春、野村、比延、芳田及び黒田庄の8地区をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、地区内の各種団体等が一体となった地区推進組織、地区まちづくり委員会等の地区まちづくり推進組織（以下「地区組織」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地区まちづくり計画、地域福祉計画等（以下「地区まちづくり計画等」という。）に掲げる事業で、地区の活性化に向けた事業及び特色、資源等を生かしたもの
- (2) 地区まちづくり計画等に掲げる事業以外で、地区の活性化等に向けたもの
- (3) 地区住民の労力提供による整備事業
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、別表第1の左欄に掲げる適用条項の区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助率の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表第2に定めるところによる。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする地区組織は、地区まちづくり実践企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）を提出しなければならない。

2 企画書を提出した地区組織は、申請事業について公開プレゼンテーションを実施しなければならない。ただし、市長が公開プレゼンテーションを実施しないことがやむを得ないと認めた場合はこの限

りでない。

(事業の採択)

第7条 市長は、前条の規定による企画書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を地区まちづくり実践企画書(採択・不採択)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に掲げる審査は、次に掲げる基準によって行うものとする。

(1) 地区まちづくりに資する事業であること。

(2) 公益性の高い事業であること。

(3) 事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。

(4) 事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること。

(5) 市民活動としての特性が生かされていること。

(6) 将来において、自立的に活動できる可能性が期待できること。

3 市長は、企画書の採択に当たっては、あらかじめ、西脇市まちづくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(補助金の交付手続)

第8条 補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則(平成17年西脇市規則第45号)によるものとする。

(活動報告会等への出席)

第9条 補助金の交付決定を受けた地区組織は、市長が活動報告及び地区組織相互の交流、意見交換等をする機会として地区組織交流会を開催する場合には、これに出席し、活動状況を報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(西脇市コミュニティ活動推進補助金交付規程等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 西脇市コミュニティ活動推進補助金交付規程(平成5年西脇市告示第110号)

(2) 西脇市生涯学習まちづくり協議会活動推進補助金交付規程(平成9年西脇市告示第116号)

(3) 地区まちづくり計画実践補助金交付規程(平成18年西脇市告示第40号)

(この告示の失効)

3 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年4月16日告示第77号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第49号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第 号）  
この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

適用条項	補助率
第4条第1号	補助対象経費の2分の1以内。ただし、特に必要がある場合にはこれを超えて申請でき、審査においてその必要性が認められた場合には、10分の10までの範囲の補助率を適用できる。
第4条第2号	
第4条第3号	補助対象経費（原材料費並びに使用料及び賃借料に限る。）の10分の10以内
第4条第4号	市長が必要と認めた額

別表第2（第5条関係）

項目	内容
賃金	地区協議会を運営する上で必要な事務局職員賃金
報償費	講師謝礼、協力者謝礼等
旅費	講師、出演者等の旅費
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
光熱水費	電気、水道、ガス等
役務費	
通信運搬費	事業の実施、連絡等に必要な郵送料等
手数料	クリーニング、検査手数料等
保険料	傷害保険、損害保険等
使用料及び賃借料	機器借り上げ料、会場使用料等
原材料費	事業に直接要する原材料費
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	





## 西脇市市民提案型まちづくり事業補助金交付規程

平成23年3月31日告示第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、市民活動団体が自主的、自発的に行うまちの魅力高める又は社会的課題を解決する公益的な事業に対し、市が交付する西脇市市民提案型まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「地区」とは、西脇、津万、日野、重春、野村、比延、芳田及び黒田庄の8地区をいう。

(補助事業等)

第3条 補助事業の種類、補助対象事業の要件及び補助対象団体の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業及び団体
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業及び団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業及び団体
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業及び団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- (6) 国、県、市及び市の外郭団体から他に補助金等を受ける事業（団体の運営について補助を受ける場合を含む。）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 補助団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助団体の経常的な運営に要する経費
- (3) 補助団体の会員に対する謝金、食糧費等
- (4) 他の団体等への補助又は給付を目的とする経費
- (5) 領収書等により補助団体が支払ったことが明確に確認できない経費

(6) その他事業実施に直接かかわらない経費及び社会通念上適切と認められない経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に定めるところにより、市長が認める額とする。

2 補助金の交付回数の限度等は、別表第1に定めるところによる。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体は、西脇市市民提案型まちづくり事業企画書(様式第1号。以下「企画書」という。)に実施団体概要書(様式第2号)、会員名簿(様式第3号)、その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 企画書を提出した市民活動団体は、市が実施する公開プレゼンテーションに出席し、企画事業の提案説明を行わなければならない。ただし、市長が公開プレゼンテーションを実施しないことがやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(事業の採択)

第7条 市長は、前条第1項に規定する企画書を受理したときは、別表第3に定める審査基準により、その内容を審査し、審査結果を西脇市市民提案型まちづくり事業企画書(採択・不採択)通知書(様式第4号)により、当該市民活動団体に通知するものとする。

2 市長は、企画書の採択に当たっては、あらかじめ、西脇市まちづくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(補助金の交付手続)

第8条 採択の通知を受けた市民活動団体は、補助金の交付申請手続を行うものとする。

2 補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則(平成17年西脇市規則第45号)によるものとする。

(活動報告会等への出席)

第9条 補助金の交付決定を受けた市民活動団体は、市長が活動報告及び市民活動団体等相互の交流、意見交換等をする機会として、活動報告会を開催する場合には、これに出席し、活動状況を報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成26年 月 日告示第 号）  
この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

補助事業の種類	ファーストステップ事業	チャレンジ事業
補助対象事業の要件	次の要件を全て満たすこと。 (1) 市全域又は複数の地区を対象に実施する事業 (2) 自主的、自発的に行う非営利で公益的な事業	次の要件を全て満たすこと。 (1) 市全域又は複数の地区を対象に実施する事業若しくは市内で成果を得るために不可欠な市外で実施する事業 (2) 自主的、自発的に行う非営利で公益的な事業
補助対象団体の要件	次の要件を全て満たすこと。 (1) 設立後3年未満の団体 (2) 市内に在住、在勤又は在学する5人以上の会員（市内に事務所を有する団体を含む。）で組織された団体 (3) 継続的な活動が期待できる団体 (4) 市内を主たる活動の場としている団体	次の要件を全て満たすこと。 (1) 設立後1年以上の団体 (2) 市内に在住、在勤又は在学する5人以上の会員（市内に事務所を有する団体を含む。）で組織された団体 (3) 継続的な活動が期待できる団体 (4) 市内を主たる活動の場としている団体
補助金の額	1回目 10万円を上限とし、かつ、補助対象経費の8割以下の額で、市長が必要と認めた額 2回目 10万円を上限とし、かつ、補助対象経費の7割以下の額で、市長が必要と認めた額	30万円を上限とし、かつ、補助対象経費の10割以下の額で、市長が必要と認めた額
補助金の単位	補助金の額は千円単位（千円未満切り捨て）とする。	
交付回数等の限度	(1) 補助金は1年度1団体1事業のみとする。 (2) 同一団体に対する補助金の交付は、2回を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。	(1) 補助金は1年度1団体1事業のみとする。 (2) 同一事業に対する補助金の交付は、3回を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。
	同一年度に両事業を申請することはできない。	

別表第 2 (第 4 条 関係)

項目	内容
報償費	講師謝礼等
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
燃料費	事業実施に必要な機材、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
役務費	
通信運搬費	事業の実施に必要な郵送料等
手数料	クリーニング、検査手数料等
保険料	事業実施のために加入するボランティア保険、行事保険等
使用料及び賃借料	機器借り上げ料、会場使用料等
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	

別表第 3 (第 7 条 関係)

No.	項目	内容
1	公益性	公共の利益につながる事業であること。
2	必要性	市民ニーズや社会状況等に即した事業であること。
3	発 展 性 ・ 波 及 性	将来、その活動が広く市民に支持され発展していく可能性があること。 他に波及効果を及ぼすことが期待できること。
4	先 駆 性 ・ 独 創 性	先駆性、独創性、専門性など、提案内容に特色や工夫があること。
5	自立性	補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保を行うなどの自立意識が認められること。
6	実現性	実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されていること。